

レコードの「公衆への伝達」に係る 権利見直しについて (実演家の立場から)

公益社団法人	日本芸能実演家団体協議会 実演家著作隣接権センター
一般社団法人	日本音楽事業者協会
一般社団法人	日本音楽制作者連盟
一般社団法人	演奏家権利処理合同機構 M P N
一般社団法人	映像実演権利者合同機構

本日お伝えしたいこと

- 放送番組のネット同時配信の問題を含めて、インターネットの活用に関連して著作権法上の課題がしばしば指摘されるのは、レコードの「公衆への伝達」に係る著作権制度が国際標準と大幅に異なっていることに起因する。
- 同時配信に係る著作権等処理の円滑化推進のためにも、レコードの「公衆への伝達」に係る権利とその集中管理の在り方について、諸外国の例も参考にしながら、全体的な見直しを行うべき。

国際条約(WPPT)における レコードの公衆への伝達について

実演及びレコードに関する世界知的著作権機関条約(WPPT)(1996年)

○ 第15条 放送及び公衆への伝達に関する報酬請求権

(1) 実演家及びレコード製作者は、商業上の目的のために発行されたレコードを放送又は公衆への伝達のために直接又は間接に利用することについて、単一の衡平な報酬を請求する権利を享有する。

第15条(1)の規定は留保が認められている

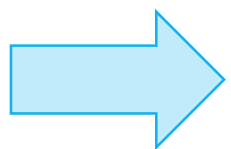
(2) ~ (4) [略]

○ 第2条 定義

(g) 「公衆への伝達」とは、実演の音.....を放送以外の媒体により公衆に送信することをいう。

第15条の適用上、「公衆への伝達」は、レコードに固定された音...を公衆が聴くことができるようにすることを含む

いわゆるオンデマンド配信は該当しない



レコードの有線放送やウェブキャスト、店舗等でレコードを聴かせること(レコードの演奏・伝達)は、全て本条の「公衆への伝達」の一部として理解されている。

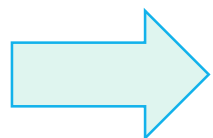
レコードの「公衆への伝達」に係る実演家の権利

利用態様		W P P T	日本
有線放送（同時再送信を含む）		報酬請求権	報酬請求権
ウェブキャスト ディング	IPマルチキャストによる同時再送信 <small>著作権法第102条5項に該当するもの</small>	報酬請求権	補償金請求権
	サイマルキャストイング（放送番組のネット同時配信）	報酬請求権	許諾権
	その他ウェブキャストイング（リニア型配信）	報酬請求権	許諾権
店舗等でのレコード演奏・伝達		報酬請求権	×

日本の著作権制度は国際条約や国際水準と整合していない。
 通信と放送の融合やグローバル化が進展する中、
 この様な制度の弊害が顕在化してきている。

ウェブキャストにおける具体的な問題

利用態様	集中管理実態	使用可能楽曲	アウトサイダー
放送・有線放送 (同時再送信を含む)	(指定団体による管理)	(制限なし)	なし
サイマルキャスト (放送番組のネット同時配信)	(著作権等管理事業法に基づく管理)	(管理楽曲のみ)	あり (利用者が別途権利処理)
その他ウェブキャスト (リニア型配信)	× (集中管理実態なし)	× (個別許諾を得た楽曲のみ)	



「通信と放送の融合」時代に対応する制度が構築できていない。

ウェブキャストに関する海外の状況

		韓国	フランス	ドイツ	イギリス	アメリカ
法制度	実演家	報酬請求権	許諾権 報酬請求権 ¹	報酬請求権	報酬請求権 (レコード製作者に対する 分配請求権)	許諾権 (強制許諾)
	レコード 製作者	報酬請求権	許諾権 報酬請求権 ¹	報酬請求権 (実演家に対する分配請求 権)	許諾権	
	集中管理規制	指定団体による行使	管理団体による行使	実演家の報酬請求権は管理 団体にのみ譲渡可	実演家の報酬請求権は管理 団体にのみ譲渡可	強制許諾は、指定団体 ⁴ による行使
集中管理の 実務	管理団体	FKMP	S P R E ²	G V L	P P L	SoundExchange
	構成	実演家	実演家とレコード製作者の各 団体に分配 ²	実演家と レコード製作者	実演家と レコード製作者	実演家と レコード製作者
	実演家分徴収額	約6,400万円		不明 ³	不明 ³	約274億円
	実演家とレコード製作者との 配分比率	50 : 50 (内規)	50 : 50 (法律)	50 : 50 (内規)	50 : 50 (内規)	50 : 50 (法律)
備 考			<p>1 2016年改正による。ただし、ニア・オンデマンドやパーソナライズド・ラジオは除く。</p> <p>2 報酬請求権に基づく報酬の額が協議中のため、まだ実施されていない。</p>	<p>3 放送とウェブキャストの徴収額が区分されていないため金額が不明</p>	<p>3 放送とウェブキャストの徴収額が区分されていないため金額が不明</p>	<p>4 Copyright Royalty Boardが指定する団体</p>

レコード演奏・伝達権に関する状況

・2018年7月に日本・EUが合意した「日EU経済連携協定（EPA）」では、日本にレコード演奏・伝達権がないことから、以下の継続協議条項が規定された。

第14章（知的財産）第12条 レコードの利用

「両締約国は、レコードの利用についての保護に関する国際的な基準の重要性に十分な考慮を払いつつ、公衆に対するあらゆる伝達のためのレコードの利用についての十分な保護に関し引き続き討議することに合意する。」

→ レコード演奏・伝達権は、ヨーロッパをはじめとした先進国だけでなく、韓国をはじめ、アジア諸国においてもレコード演奏・伝達権の導入が進んでおり（**世界145ヶ国で導入済**）、我が国は国際的な潮流から取り残されている。上記条項が規定されたことから、この問題に関する国際的関心の高さが伺える。

レコード演奏・伝達に関する海外の状況

		韓国	フランス	ドイツ	イギリス	アメリカ
法制度	実演家	報酬請求権	報酬請求権	報酬請求権	報酬請求権 (レコード製作者に対する分配請求権)	権利なし
	レコード製作者	報酬請求権	報酬請求権	報酬請求権 (実演家に対する分配請求権)	許諾権	
	集中管理規制	指定団体による行使	管理団体による行使	実演家の報酬請求権は管理団体 にのみ譲渡可	実演家の報酬請求権は管理団体 にのみ譲渡可	
集中管理の実務	管理団体	FKMP	S P R E	G V L	P P L	
	構成	実演家	実演家とレコード製作者の 各団体に分配	実演家と レコード製作者	実演家と レコード製作者	
	実演家分の徴収額	約1億8000万円	約26億円	約30億円	約40億円	
	実演家とレコード製作者との 配分比率	50 : 50 (内規)	50 : 50 (法律)	50 : 50 (内規)	50 : 50 (内規)	
備考	統合徴収制度開始予定	音楽著作権管理団体に徴収業務委託	音楽著作権管理団体に徴収業務委託	音楽著作権管理団体と共同で徴収業務実施		

芸団協CPRAの目指す方向性

利用態様		日本	芸団協CPRA
有線放送		報酬請求権	報酬請求権
ウェブキャスト イング	IPマルチキャストによる同時再送信 <small>著作権法第102条5項に該当するもの</small>	補償金請求権	補償金請求権
	サイマルキャストイング	許諾権 →	報酬請求権化 (集中管理)
	その他ウェブキャストイング	許諾権 →	報酬請求権化 (集中管理)
店舗等でのレコード演奏		× →	報酬請求権化 (集中管理)

具体的な制度設計(報酬請求権+指定団体、強制許諾など)については今後議論を深める必要がある

- 音楽文化の健全な発展のためには、音楽が円滑に利用され、そこから実演家に適正かつ衡平な対価が支払われる制度を構築することが重要である。



レコードの「公衆への伝達」に係る権利とその集中管理の在り方について、諸外国の例も参考にしながら、全体的な見直しを行うべき